



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

○救急病院の告示・3件（医療政策課）	1
○民有保安林の指定の予定（森林管理課）	2
○民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）	2
○指定管理者の指定（企業立地推進課）	2
○土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課）	2
○土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課）	4
○建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（南部土木事務所）	6

### 公 告

○大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課）	6
○開発行為に関する工事の完了・12件（南部土木事務所）	7

## 告 示

### 沖縄県告示第11号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和8年1月16日

沖縄県知事 玉城康裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄病院	宜野湾市我如古三丁目20番14号	独立行政法人国立病院機構	令和8年1月20日	令和11年1月19日

### 沖縄県告示第12号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和8年1月16日

沖縄県知事 玉城康裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
オリブ山病院	那覇市首里石嶺町4丁目356番地	社会医療法人葦の会	令和8年1月20日	令和11年1月19日

### 沖縄県告示第13号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和8年1月16日

沖縄県知事 玉城康裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限

大道中央病院	那霸市安里1丁目1番37号	医療法人陽心会	令和8年1月20日	令和11年1月19日
--------	---------------	---------	-----------	------------

**沖縄県告示第14号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和8年1月16日

沖縄県知事 玉城康裕

1 指定予定保安林の所在場所 名護市字世富慶高喜納原799番から801番まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第15号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和8年1月16日

沖縄県知事 玉城康裕

1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡伊平屋村字野甫コシノ川原51番29、51番30、51番32から51番35まで

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

**沖縄県告示第16号**

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）第6条第1項の規定により、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年1月16日

沖縄県知事 玉城康裕

1 指定管理者となる団体 国際物流拠点那覇地区管理運営共同企業体

代表者 株式会社沖縄ダイケン 那覇市おもろまち1丁目1番12号  
株式会社沖縄特電 那覇市久茂地3丁目21番1号

2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

**沖縄県告示第17号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年1月16日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	-------	---------------------



	は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び宜野座村役場において縦覧に供する。)	
宜野座(6)	宜野座村字宜野座のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び宜野座村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宜野座(7)	宜野座村字宜野座のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び宜野座村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
惣慶(1)	宜野座村字惣慶のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び宜野座村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
惣慶(2)	宜野座村字惣慶のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び宜野座村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
漢那(1)	宜野座村字漢那のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び宜野座村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
漢那(2)	宜野座村字漢那のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び宜野座村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
漢那(3)	宜野座村字漢那のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び宜野座村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
漢那(4)	宜野座村字漢那のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び宜野座村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
漢那(5)	宜野座村字漢那のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び宜野座村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
漢那(6)	宜野座村字漢那のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び宜野座村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
漢那(7)	宜野座村字漢那のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び宜野座村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

### 沖縄県告示第18号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年1月16日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
松田(1)	宜野座村字松田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
松田(2)	宜野座村字松田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

松田(3)	宜野座村字松田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
松田(4)	宜野座村字松田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
松田(5)	宜野座村字松田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
松田(6)	宜野座村字松田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
松田(7)	宜野座村字松田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
松田(8)	宜野座村字松田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
松田(9)	宜野座村字松田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
松田(10)	宜野座村字松田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
松田(11)	宜野座村字松田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
松田(12)	宜野座村字松田のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宜野座(1)	宜野座村字宜野座のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宜野座(2)	宜野座村字宜野座のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宜野座(3)	宜野座村字宜野座のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宜野座(4)	宜野座村字宜野座のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宜野座(5)	宜野座村字宜野座のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宜野座(6)	宜野座村字宜野座のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
宜野座(7)	宜野座村字宜野座のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
惣慶(1)	宜野座村字惣慶のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
惣慶(2)	宜野座村字惣慶のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
漢那(1)	宜野座村字漢那のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
漢那(2)	宜野座村字漢那のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
漢那(3)	宜野座村字漢那のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

漢那(4)	宜野座村字漢那のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
漢那(5)	宜野座村字漢那のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
漢那(6)	宜野座村字漢那のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
漢那(7)	宜野座村字漢那のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び宜野座村役場において縦覧に供する。)

### 沖縄県告示第19号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和8年1月16日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和7年11月21日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市佐敷字兼久兼久原33番10、34番2、34番5、35番2、35番4、35番5、35番8、39番9、39番10及び33番9地先
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 51.94メートル
  - (2) 幅員 4.04メートル

### 沖縄県告示第20号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和8年1月16日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和7年11月28日
- 3 指定に係る道路の位置 糸満市字糸満与那堀1863番28、1863番29、1863番31、1863番36、1863番37及び1863番38
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 34.58メートル
  - (2) 幅員 4.00～4.30メートル

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和8年1月16日から同年5月18日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部産業政策課において縦覧に供する。

令和8年1月16日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテ宜野湾店 宜野湾市大山七丁目1400番地74 及び1400番地75
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 代表取締役 笹田賢一
- 3 届出年月日 令和7年12月8日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 次の表のとおり  
変更後 次の表のとおり  
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部産業政策課において縦覧に供する。)
- 5 変更の年月日 次の表のとおり  
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部産業政策課において縦覧に供する。)
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があつた。

なお、関係書類は、令和8年1月16日から同年5月18日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

令和8年1月16日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドン・キホーテ国際通り店 那覇市松尾2丁目8番19号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本アセットマーケティング株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 平田一馬
- 3 届出年月日 令和7年12月8日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 次の表のとおり  
変更後 次の表のとおり  
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
- 5 変更の年月日 次の表のとおり  
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月16日

沖縄県南部土木事務所長 仲本隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年10月12日 沖縄県指令南土第516号、令和7年11月26日 沖縄県指令南土第568号（変更）
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真壁仲間前原1502番1
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字真壁191番地 金城清人
  - 5 檢査済証番号 令和7年11月28日 N第1761号
  - 6 工事完了年月日 令和7年11月26日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月16日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年3月10日 沖縄県指令南土第127号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字新垣野山原1285番3
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 長野県長野市大字高田1439番地8 グランドソレーユ102 栗本志織
  - 5 檢査済証番号 令和7年12月3日 N第1762号
  - 6 工事完了年月日 令和7年11月18日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月16日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年11月13日 沖縄県指令南土第556号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄東原77番2の一部
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字友寄149番地2階 安村睦、八重瀬町字友寄149番地2階 安村奈央
  - 5 檢査済証番号 令和7年12月3日 N第1763号
  - 6 工事完了年月日 令和7年10月15日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月16日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年2月13日 沖縄県指令南土第77号、令和7年3月24日 沖縄県指令南土第167号（変更）
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原61番3の一部
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市字経塚488番地1 七星503 阿部真洋
  - 5 檢査済証番号 令和7年12月5日 N第1764号
  - 6 工事完了年月日 令和7年11月22日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月16日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年5月26日 沖縄県指令南土第280号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里名利川原1677番1及び1675番のそれぞれの一部
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市字阿波根1234番地 有限会社沖縄花火 代表取締役 金城義信
  - 5 検査済証番号 令和7年12月10日 N第1765号
  - 6 工事完了年月日 令和7年12月1日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月16日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年1月10日 沖縄県指令南土第628号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真壁東原1783番1
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎町三丁目432番地コ一ボ直301号 大田悠平、糸満市西崎町三丁目432番地コ一ボ直301号 大田友里加
  - 5 検査済証番号 令和7年12月10日 N第1766号
  - 6 工事完了年月日 令和7年11月30日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月16日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年8月13日 沖縄県指令南土第382号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原350番16
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平677番地6 ネクステージ仲里103 鈴木晶也、南風原町字宮平677番地6 ネクステージ仲里103 鈴木千里
  - 5 検査済証番号 令和7年12月12日 N第1767号
  - 6 工事完了年月日 令和7年12月7日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月16日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年1月21日 沖縄県指令南土第28号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字保栄茂保栄茂原208番の一部
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字志多伯138番地 當間健太
  - 5 検査済証番号 令和7年12月12日 N第1768号
  - 6 工事完了年月日 令和7年12月2日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

令和8年1月16日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年6月18日 沖縄県指令南土第302号、令和3年5月7日 沖縄県指令南土第205号（変更）、令和7年11月20日 沖縄県指令南土第564号（変更）
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字名城真原576番1（2工区）
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市潮崎町四丁目22番地の11 ティーアールピージャパン株式会社 代表取締役 山田達也
  - 5 検査済証番号 令和7年12月15日 N第1769号
  - 6 工事完了年月日 令和7年12月6日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月16日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年7月22日 沖縄県指令南土第393号、令和7年11月12日 沖縄県指令南土第542号（変更）
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安中前原203番1ほか7筆
  - 3 公共施設の種類、位置及び区域
    - (1) 種類 道路
    - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
  - 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 大阪府松原市上田二丁目13番10号 株式会社ハウスフリーダム 代表取締役 小島賢二
  - 5 検査済証番号 令和7年12月18日 N第1770号
  - 6 工事完了年月日 令和7年11月21日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月16日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年5月30日 沖縄県指令南土第357号
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城後原157番4
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字与那原2921番地サンオアシス峰201 天久思南
  - 5 検査済証番号 令和7年12月23日 N第1771号
  - 6 工事完了年月日 令和7年10月31日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月16日

沖縄県南部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年3月17日 沖縄県指令南土第146号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城世名城原140番1
- 3 公共施設 なし

令和8年1月16日 金曜日

公 報

第5379号

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原117番地アイニティⅡ3-D 東大島誠飛、八重瀬町字屋宜原117番地アイニティⅡ3-D 東大島美羽
- 5 検査済証番号 令和7年12月23日 N第1772号
- 6 工事完了年月日 令和7年11月28日

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版  
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1